

第5次秋田県男女共同参画推進計画 期間：令和3～7年度

一体的
に策定

- ・男女共同参画社会基本法：県男女共同参画計画
- ・秋田県男女共同参画推進条例：基本計画
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律：県女性活躍推進計画

推進の柱

- ① あらゆる分野における女性の活躍推進
- ② 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現
- ③ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

主な取組

(1)女性が活躍し続けられる職場づくりの推進

■若年女性に魅力ある職場づくりの促進

- 秋田県商工会連合会内に設置した「あきた女性活躍・両立支援センター」の女性活躍・両立支援推進員(3人)の企業訪問による取組実践等の働きかけ
- 一般事業主行動計画の策定等に取り組む中小企業に対する女性活躍・両立支援アドバイザー(社会保険労務士)による支援を実施



■経営者等の理解促進(メディアによる情報発信)(新)

- 女性活躍推進に関して優れた取組を行う企業の映像コンテンツを作成し、テレビ番組等で発信
- 企業向けの情報誌等を活用し、取材企業の好事例を掲載



■若年女性に魅力ある職場づくり加速化事業(新)

- 女性の活躍推進に積極的に取り組む企業が行う職場環境の整備等への助成や、新たな認定制度「えるぼしチャレンジ企業」を創設し、えるぼし認定の取得を支援

■女性農業者が輝く多彩な起業活動の展開

- 多彩な起業活動とその活性化を図るため、地域をリードする女性農業者を育成するとともに、女性農業者のネットワークを強化

■「秋田県建設産業活性化センター」による建設人材の担い手確保・育成

- 建設人材確保推進員の配置により建設産業団体や教育・訓練機関等との連携により担い手確保に努めるとともに、女性の就業・活躍を推進
- 建設産業で活躍する女性のネットワークを充実させるとともに、建設業等で働く女性を対象とする研修会や交流会等を実施



■秋田県女性の活躍推進企業表彰の実施

- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の届出をし、女性の能力の活用と男女がともに働きやすい職場づくりの取組等が顕著な企業を表彰

■あきた子育て応援企業表彰の実施

- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定の届出をし、子ども・子育て支援に関する取組が顕著な企業を表彰

(2)女性一人ひとりが活躍できる環境づくりの推進

■若年女性の秋田暮らしサポート

- 女子大学生の目線による県内企業の情報や秋田で働く魅力の発信(県内外の学生により県内企業30社を取材)
- 情報発信の媒体である「あきた女性の活躍応援ネット」の魅力や利便性向上のためのリニューアル
- SNS等を活用した「あきた女性の活躍応援ネット」の周知の強化

■女子大学生等の県内就職を促進する取組

- 「あきた女子活応援サポーター」として委嘱した、県内企業で活躍する女性社会人と女子大学生等の交流会を開催

■プレパスクールの推進

- 男性の育児参加を促進するため、イクボス宣言企業を中心に未婚男性、プレパパ・プレママ、乳幼児の父親及び管理職を対象とした子育て支援講座の開催

■結婚や出産等で離職した女性への就業支援

- 求職者の掘り起こしに関するセミナー、企業向け女性人材活用セミナー、合同就職説明会の開催等



(3)地域社会における女性の参画拡大

■次代を担う女性リーダーを応援する全県的な気運の醸成

- 政策・方針決定過程への女性参画拡大を図るため、スキルアップ研修、交流会、成果報告会をセットにした研修会を開催

■自治会活動をリードする女性人材の育成

- 自治会運営アドバイザーによるアドバイスの実施
- 地域リーダー養成塾の開催
- 女性自治会長等の交流会の開催
- 女性自治会長等の活動事例集の作成

◎女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(女性活躍推進法)平成27年9月4日施行

※法第8条:平成28年4月1日施行

【基本原則】

- ①女性の個性と能力を十分に発揮できるようにすること
- ②男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となること
- ③女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであること

県・市町村の役割

○推進計画の策定(法第6条、努力義務)

国の基本方針を勘案して、区域内における女性の職業生活における活躍に係る推進計画の策定に努める。

- ・県：策定済
- ・市町村：23市町村 策定済

○特定事業主行動計画の策定(法第19条、義務)

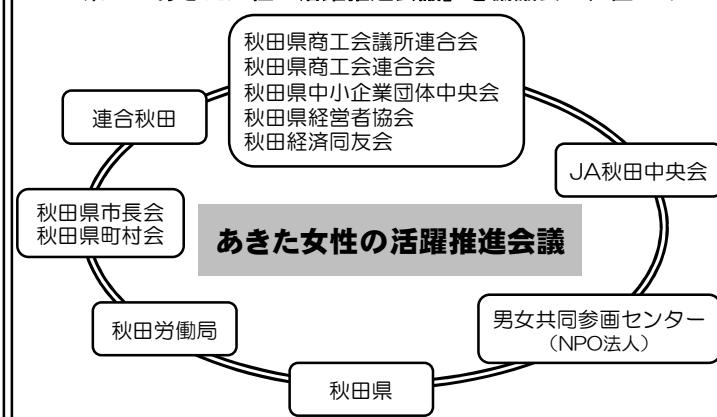
女性の職業生活における活躍の状況を把握・分析し、数値目標を定めた行動計画を策定する。

- ・県及び全市町村：計画策定済

○協議会の設置(法第27条、任意)

地域の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施するため、県及び市町村は、事業主団体や労働組合等を加えた協議会を組織することができる。

- ・県：「あきた女性の活躍推進会議」を協議会に位置づけ



事業主の役割

○一般事業主行動計画の策定(法第8条、義務・努力義務)

女性の職業生活における活躍の状況を把握・分析し、数値目標を定めた行動計画を策定する。

- ①自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析
- ②行動計画の策定、社内周知・公表
- ③行動計画を策定した旨の届出(秋田労働局へ)
- ④取組の実施、効果の測定(点検・評価)



○女性活躍推進法等の改正

- 1 情報公表項目として「男女の賃金の差異」を追加し、常用労働者301人以上の事業主に対し、情報公表を義務化[令和4年7月8日施行]
- 2 一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が常用労働者301人以上から101人以上の事業主に拡大[令和4年4月1日施行]
- 3 常用労働者301人以上の事業主は、情報公表項目について、①職業生活に関する機会の提供に関する実績、②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績の各区分から1項目以上公表[令和2年6月1日施行]